

(別紙)

平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後															改 正 前																								
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>外国普通法人となった旨の届出書</b></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>※整理番号</p> </div> </div>															<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>外国普通法人となった旨の届出書</b></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>※整理番号</p> </div> </div>																								
平成 年 月 日  税務署長殿															平成 年 月 日  税務署長殿																								
(フリガナ) 法 人 名 等															(フリガナ) 法 人 名																								
〒 本店又は主たる事務所の所在地															〒 本店又は主たる事務所の所在地																								
〒 納 税 地 電話( ) -															〒 納 税 地 電話( ) -																								
(フリガナ) 責 任 者 氏 名															(フリガナ) 責 任 者 氏 名																								
〒 責 任 者 住 所 電話( ) -															〒 責 任 者 住 所 電話( ) -																								
新たに外国普通法人となったので届け出ます。																																							
国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日										平成 年 月 日					国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日										平成 年 月 日														
事業年度		自 月 日 至 月 日			自 月 日 至 月 日			事業年度		自 月 日 至 月 日			自 月 日 至 月 日			事業年度		自 月 日 至 月 日			自 月 日 至 月 日			事業年度		自 月 日 至 月 日			自 月 日 至 月 日										
国内において行う事業の目的及び種類										種 類					国内において行う事業の目的及び種類										種 類					所 在 地									
国内にある事務所等										名 称					国内にある事務所等										名 称					所 在 地									
(備 考)															(備 考)																								
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無															添付書類					「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無															添付書類				
有 ・ 無															1 定款等の和訳文 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本 3 貸借対照表、財産目録 4 事業の概要を記載した書類					有 ・ 無															1 定款等の和訳文 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本 3 貸借対照表、財産目録 4 事業の概要を記載した書類				
税 理 士 署 名 押 印															税 理 士 署 名 押 印																								
※税務署 処理欄		部門		決算 期		業種 番号		入力		名簿		通信日付印		年 月 日		確認 印		※税務署 処理欄		部門		決算 期		業種 番号		入力		名簿		通信日付印		年 月 日		確認 印					
19. 12 改正															18. 06 改正																								
(法 1 2 0 2)															(法 1 2 0 2)																								

(規格 A 4)

(法 1 2 0 2)

## 改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

### 外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

#### 記

#### 1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して2通を納税地(2の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。

- 定款、寄付行為、規則又は規約の和訳文
- 国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本
- 国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録ならびに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表
- 国内において行う事業の概要を記載した書類

#### 2 各欄の記載方法

- 「納税地」欄は、次により記載してください。  
イ 国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの)にあつては国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地  
ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人にあつては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地  
ハ イ及びロ以外の法人にあつては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
- 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。
- 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。
- 「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。
- 「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。
- 「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。
- 「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。
- 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)  
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

#### 3 留意事項

##### ○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

## 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

### 外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

#### 記

#### 1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して2通を納税地(2の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。

- 定款、寄付行為、規則又は規約の和訳文
- 国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本
- 国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録ならびに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表
- 国内において行う事業の概要を記載した書類

#### 2 各欄の記載方法

- 「納税地」欄は、次により記載してください。  
イ 国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの)にあつては、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地  
ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人にあつては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地  
ハ イ及びロ以外の法人にあつては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
- 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。
- 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。
- 「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。
- 「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。
- 「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。
- 「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。
- 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)  
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

#### 3 (追加)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

異動届出書

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>		※整理番号		
		※電話グループ整理番号		
<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人となる法人	(フリガナ) 法人等の名称			
	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 ( ) -	
	(フリガナ) 納税地	〒		
	(フリガナ) 代表者氏名			㊦
	(フリガナ) 代表者住所	〒		
	(フリガナ) 法人名等			
提出法人の場合には記載不要 <input type="checkbox"/> 連続親法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人に係る <input type="checkbox"/> 連続子法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人となる法人	納税地 (本店又は主たる事務所の所在地)	〒 (局 署)	電話 ( ) -	
	代表者氏名			
	代表者住所	〒		
	整理番号			
	部門			
	決算期			
業種番号				
整理簿				
回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)	
所轄税務署	税務署	税務署		
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日			
合併、分割の場合	合併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割： <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割： <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他	
(備考)				
税理士署名押印	㊦			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	
	入力	名簿		

19.12改正

(法1204)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

異動届出書

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>		※整理番号		
		※電話グループ整理番号		
<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人となる法人	(フリガナ) 法人等の名称			
	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 ( ) -	
	(フリガナ) 納税地	〒		
	(フリガナ) 代表者氏名			㊦
	(フリガナ) 代表者住所	〒		
	(フリガナ) 法人名			
提出法人の場合には記載不要 <input type="checkbox"/> 連続親法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人に係る <input type="checkbox"/> 連続子法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人となる法人	納税地 (本店又は主たる事務所の所在地)	〒 (局 署)	電話 ( ) -	
	代表者氏名			
	代表者住所	〒		
	整理番号			
	部門			
	決算期			
業種番号				
整理簿				
回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)	
所轄税務署	税務署	税務署		
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日			
合併、分割の場合	合併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割： <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割： <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他	
(備考)				
税理士署名押印	㊦			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	
	入力	名簿		

19.6改正

(法1204)

(規格A4)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

(注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- (1) 納税地の異動があつた場合（提出法人：納税地を異動した法人）  
異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長
- (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があつた場合（提出法人：連結親法人）
  - ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長
  - ② 異動のあつた連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
  - ③ 異動のあつた連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

(注) 上記①～③のすべてに提出していただくことになります。

- (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があつた場合（提出法人：異動のあつた法人）  
異動のあつた法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長
- 3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「異動のあつた□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

- ① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあつた連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。
- ② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあつた法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
本店又は主たる事務所の所在地 (連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	19・〇・〇
	↑ 異動内容を記載		
	↑ 連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子の関係を記載		
		↑ (転出)法務局の本店移転登記の日を記載	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
吸収合併		合併法人 (株) ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 19・〇・〇
	↑ 合併法人の名称及び本店所在地を記載		
		↑ 合併契約書において合併の効力発生日と定めの日を記載	

(注) 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

ハ 新設合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
新設合併		新設合併設立法人 (株) ◇◇◇ (○○市××町)	19・〇・〇
	↑ 新設合併設立法人の名称及び本店所在地を記載		
		↑ 新設合併設立法人の設立登記の日を記載	

(注) 1 新設分割型分割についても「異動年月日」欄には、新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。  
2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。

- (4) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
- (5) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、会社の合併、会社の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、会社の解散・清算終了、支店、工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

(注) 会社の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません。

2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- (1) 納税地の異動があつた場合（提出法人：納税地を異動した法人）  
異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長
- (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があつた場合（提出法人：連結親法人）
  - ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長
  - ② 異動のあつた連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
  - ③ 異動のあつた連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

(注) 上記①～③のすべてに提出していただくことになります。

- (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があつた場合（提出法人：異動のあつた法人）  
異動のあつた法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長
- 3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」、及び「代表者住所」を記載してください。

(2) 「異動のあつた□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

- ① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあつた連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。
- ② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあつた法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。

(3) 会社の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
本店又は主たる事務所の所在地 (連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	19・〇・〇
	↑ 異動内容を記載		
	↑ 連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子の関係を記載		
		↑ (転出)法務局の本店移転登記の日を記載	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
吸収合併		合併法人 (株) ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 19・〇・〇
	↑ 合併法人の名称及び本店所在地を記載		
		↑ 合併契約書において合併の効力発生日と定めの日を記載	

(注) 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

ハ 新設合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
新設合併		新設合併設立法人 (株) ◇◇◇ (○○市××町)	19・〇・〇
	↑ 新設合併設立法人の名称及び本店所在地を記載		
		↑ 新設合併設立法人の設立登記の日を記載	

(注) 新設分割型分割についても「異動年月日」欄には、新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください

- (4) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
- (5) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。また、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

(新 設)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 新たに法人課税信託の受託者となったので届け出ます。		※整理番号	
		(フリガナ) 受託者名 (主宰受託者)	
		(フリガナ) 法人課税信託の名称	
		本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所 〒 電話( ) -	
		納税地 〒	
		(フリガナ) 代表者氏名 ㊟	
代表者住所 〒 電話( ) -			
主宰受託者 以外の受託者	名称又は氏名 (フリガナ)	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所 〒	主宰受託者との関係
設立年月日	平成 年 月 日	信託期間	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日
消費税の適用	課税・免税 一般・簡易	計算期間	(自) 月 日 (至) 月 日
事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)	支店・工場等	名称 所在地
法人課税信託の受託者となった形態	1 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2 信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3 新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4 その他( )		
受託者となった形態が1～3である場合の設立前の信託の状況	信託の名称、併合により消滅した信託の名称又は分割信託の名称	事業内容等	
併合等期日	平成 年 月 日	適格区分	適格・その他
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有・無	
関与税理士	氏名	添付書類等 1 信託行為の写し 2 受益者等の名簿 3 設立時の貸借対照表 4 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本 5 その他( )	
	事務所所在地		
受託法人が連結子法人である場合	連結親法人名		
	連結親法人の納税地	〒 電話( ) -	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人 年 月 日	連結子法人 年 月 日
税理士署名押印 ㊟			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			入力 名簿 通信日付印 年 月 日 確認印

(規格A4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等**

(新 設)

法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後2月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

- 1 法人課税信託の効力が生ずる場合 効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日）
- 2 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日）

記

**1 提出部数及び添付書類等**

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

- ① 信託行為の写し
- ② 受益者の名簿（次の様式によってください。）

氏 名	住 所	口 数	金 額	委託者、受託者 又は他の受益者との関係
			円	

- ③ 設立の時における貸借対照表
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（限定責任信託の定めのある場合）
- ⑤ 信託の併合により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、信託の併合後の信託行為等
- ⑥ 新規信託分割により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、新規信託分割後の信託行為等

**2 各欄の記載方法**

- (1) 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。  
なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
- (2) 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- (3) 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。  
なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- (4) 「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。
- (5) 「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。
- (6) 「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。
- (7) 「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」をそれぞれ○で囲んでください。  
(注) 固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。
- (8) 「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。
- (9) 「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (10) 「法人課税信託の受託者となった形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
- (11) 「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。
- (12) 「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、その併合又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
- (13) 『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。  
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (15) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (16) 「受託法人が連結子法人である場合」欄は、法人課税信託が投資信託又は特定目的信託に該当する場合以外で、法人課税信託の受託者となると同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。  
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。
- (17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (18) 「※」欄は、記入しないでください。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人課税信託の受託者の変更等届出書

(新 設)

平成 年 月 日  税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 受 託 者 名 (主 宰 受 託 者)	
		(フリガナ) 法人課税信託の名称	
		本店若しくは主たる 事務所の所在地又は 住所若しくは居所	〒 電話( ) —
		納 税 地	〒
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所		〒 電話( ) —	
法人課税信託について <input type="checkbox"/> 新たに受託者として就任した <input type="checkbox"/> 信託事務の引継ぎをした <input type="checkbox"/> 主宰受託者の変更があった			
変更後の受託者 (新主宰受託者)	名称又は氏名		
	納 税 地 等		
変更前の受託者 (旧主宰受託者)	名称又は氏名		
	納 税 地 等		
変 更 等 の 日	平成 年 月 日	権利義務移転の日	平成 年 月 日
変 更 等 の 理 由			
添 付 書 類 等			
税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	入力	名簿	通信日付印
	年 月 日	確認 印	

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人課税信託の受託者の変更等届出書の記載要領等

法人課税信託について、次の場合にはそれぞれ次に掲げる受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次に掲げる日以後2月以内に法人課税信託の受託者の変更等届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

変更等の内容	届出をする者	提出期限	添付書類
新たな受託者が就任した場合	就任した受託者 (新主宰受託者)	就任の日以後2月以内	就任の事実を証する書類
受託者の任務が終了した場合	任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者 (旧主宰受託者)	引継ぎをした日以後2月以内	終了の事実を証する書類
受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき	① 変更前の主宰受託者 ② 変更後の主宰受託者 がそれぞれ	変更の日以後2月以内	変更の事実を証する書類

記

1 提出部数

この届出書は、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

なお、一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときは、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 各欄の記載方法

- (1) 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。  
なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者（その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名）を記載してください。
- (2) 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- (3) 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。  
なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- (4) 「法人課税信託について」以下に続く口には、法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当するものにレ印を付してください。
- (5) 「変更等後の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。  
① 新しく就任した受託者  
② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更後の受託者
- (6) 「変更等前の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。  
① 受託者の任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者  
② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更前の受託者
- (7) 「変更等の日」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の日、信託事務の引継ぎをした日又は変更の日を記載してください。
- (8) 「変更等の理由」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の理由、受託者の任務が終了した理由又は変更の理由を記載してください。
- (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (10) 「※」欄は、記入しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 単連	法人名等	
	<input type="checkbox"/> 体結	納税地	〒
	法人	代表者氏名	電話( ) -
	人	代表者住所	〒
		事業種目	業

自平成 年 月 日  事業年度から法人税の確定申告書  
 至平成 年 月 日  連結事業年度から法人税の連結確定申告書 の提出期限を延長したいので  
 申請します。

記

1 申告期限 延長期間	確定申告書	<input type="checkbox"/> 1月だけ延長したい場合 <input type="checkbox"/> 2月以上の月数の指定を受けようとする場合 その月数( )
	連結確定申告書	<input type="checkbox"/> 2月だけ延長したい場合 <input type="checkbox"/> 3月以上の月数の指定を受けようとする場合 その月数( )

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

3 その他の参考事項

税理士署名押印

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	通信日付印	確認印
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署		<input type="checkbox"/> 子署 → 調査課		年 月 日	

19.12改正

(法1344)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 単連	法人名	
	<input type="checkbox"/> 体結	納税地	〒
	法人	代表者氏名	電話( ) -
	人	代表者住所	〒
		事業種目	業

自平成 年 月 日  事業年度から法人税の確定申告書  
 至平成 年 月 日  連結事業年度から法人税の連結確定申告書 の提出期限を延長したいので  
 申請します。

記

1 申告期限 延長期間	確定申告書	<input type="checkbox"/> 1月だけ延長したい場合 <input type="checkbox"/> 2月以上の月数の指定を受けようとする場合 その月数( )
	連結確定申告書	<input type="checkbox"/> 2月だけ延長したい場合 <input type="checkbox"/> 3月以上の月数の指定を受けようとする場合 その月数( )

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

3 その他の参考事項

税理士署名押印

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	通信日付印	確認印
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署		<input type="checkbox"/> 子署 → 調査課		年 月 日	

18.06改正

(法1344)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、又は連結親法人が法人税法第81条の24の規定により、
  - 会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、今後、事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
  - 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、今後、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
  - 特別の事情により事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情により決算が確定しないため、今後、申告期限までに法人税の確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合
  - 特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないこと、その他やむを得ない事情があるため、今後申告期限までに法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合

なお、これらの規定は、清算中の法人には適用がありません。
- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
  - 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
  - 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内
- 各欄は、次により記載します。

- 申請本文の 

<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書	) には、いずれか該当する□にレ印を付
--	---------------------

 してください。
- 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。  
 なお、確定申告書にあつては2月以上、連結確定申告書にあつては3月以上の月数の指定を受けようとする場合には、申告期限の延長の指定を受けようとする月数を「その月数( )」の( )内に記載してください。
- 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、その理由を簡明に記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

(注) 1 法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要がありますことにご注意ください。

2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

3 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第75条の2の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、又は連結親法人が法人税法第81条の24の規定により、
  - 会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、今後、事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
  - 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、今後、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
  - 特別の事情により事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情により決算が確定しないため、今後、申告期限までに法人税の確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合
  - 特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないこと、その他やむを得ない事情があるため、今後申告期限までに法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合

なお、これらの規定は、清算中の法人には適用がありません。
- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
  - 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
  - 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内
- 各欄は、次により記載します。

- 申請本文の 

<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書	) には、いずれか該当する□にレ印を付
--	---------------------

 してください。
- 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。  
 なお、確定申告書にあつては2月以上、連結確定申告書にあつては3月以上の月数の指定を受けようとする場合には、申告期限の延長の指定を受けようとする月数を「その月数( )」の( )内に記載してください。
- 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、その理由を簡明に記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります

(注) 1 法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要がありますことにご注意ください。

2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

3 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第75条の2の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

5 (追 加)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印

青色申告の承認申請書

※整理番号

平成 年 月 日  税務署長殿	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒 電話( ) -
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
	代表者住所	〒
	事業種目	業
	資本金又は 出資金額	円

自平成 年 月 日  
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。  
至平成 年 月 日

記

- 1 この申請書が次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日を記載してください。
- 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成 年 月 日
  - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人又は協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日 平成 年 月 日
  - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が連結納税から離脱した(連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった)日を含む事業年度である場合には、その離脱した日 平成 年 月 日
  - 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合には、分割型分割の日 平成 年 月 日
  - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合には、取り消された日 平成 年 月 日
  - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合は、取り消された日 平成 年 月 日

2 参考事項

(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無

- 伝票会計採用
- 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名押印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	---------

19.12改正

(法1301)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印

青色申告の承認申請書

※整理番号

平成 年 月 日  税務署長殿	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒 電話( ) -
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
	代表者住所	〒
	事業種目	業
	資本金又は 出資金額	円

自平成 年 月 日  
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。  
至平成 年 月 日

記

- 1 この申請書が次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日を記載してください。
- 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成 年 月 日
  - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人又は協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日 平成 年 月 日
  - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が連結納税から離脱した(連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった)日を含む事業年度である場合には、その離脱した日 平成 年 月 日
  - 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合には、分割型分割の日 平成 年 月 日
  - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合には、取り消された日 平成 年 月 日
  - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合は、取り消された日 平成 年 月 日

2 参考事項

(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無

- 伝票会計採用
- 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名押印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	---------

18.06改正

(法1301)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

青色申告の承認申請書の記載要領等

- この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。  
なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
  - 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
  - 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
  - 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日  
(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
  - 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日
  - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日
  - 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日
  - 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日
  - 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 「参考事項」欄は、次により記載してください。
  - 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
  - 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
  - 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

(注) 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。  
このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

青色申告の承認申請書の記載要領等

- この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。  
なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
  - 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
  - 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
  - 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日  
(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
  - 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日
  - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日
  - 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日
  - 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日
  - 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 「参考事項」欄は、次により記載してください。
  - 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
  - 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
  - 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

(注) 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。  
このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

4 (追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

整理番号

平成 年 月 日  税務署長 殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人の名称	
	単連連 体結結	納 税 地	〒 _____ 電 話 ( ) _____
	法子親 人法法	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 _____
	人 人	(フリガナ)	
		代表者の氏名	_____ 印
		設 立 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	資 本 金 の 額 又は出資金の額	_____ 円	

法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

① 法人が現に行っている事業の概要			
② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にを行う旨	(イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にを行う。	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にを行う。	<input type="checkbox"/>	
③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にを行う旨	(イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	<input type="checkbox"/>	
④ その他参考となるべき事項	添 付 書 類 法令14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類 ( _____ )		

(新 設)

税 理 士 署 名 押 印 \_\_\_\_\_ 印

※ 税務署処理欄	部 門	入 力	整理簿	備 考
----------	-----	-----	-----	-----

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等

特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書とその納税地（連結子法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていきますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあつては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。

2 各欄の記載方法

- (1) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
- (2) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- (3) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。
- (4) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する口にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。
- (5) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。
- (6) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は記載しないでください。

3 留意事項

この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。

- (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。
  - イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。）
  - ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関
  - ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。）
- (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。
- (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べいし、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。
- (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。
- (5) 清算中でないこと。

(注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。

- 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日）
  - イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）
  - ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあつては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）
  - ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあつては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日）
  - ニ 被事後設立法人（その事後設立（法2条第12号の6に規定する事後設立をいいます。ニにおいて同じ。）により事後設立法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 各事後設立法人（その事後設立によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。）の設立の日のうち最も早い日
- 二 外国法人 法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

	法第 号
	平成 年 月 日
納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 名	殿

税務署長  
財務事務官 ㊟

**特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請  
については、調査したところ相当と認められるのでこれを承認したから通知します。

(新 設)

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から平成 年 月 日付でされた(中略)これを承認したから通知します。」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について承認する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法第	号
法 人 名		平成	年 月 日
代 表 者 名	殿	税 務 署 長	
		財 務 事 務 官	㊟

**特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請  
については、法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する法人の要件に該当しないので、  
同条第5項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(新 設)

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から平成 年 月 日付でされた（後略）」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。  「（前略）法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する（中略）これを却下したから通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第1項各号の該当号を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。  (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。  (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。  (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。  (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)



改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認について、取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
取消処分の基因となった事実	特定受益証券発行信託の受託者としての承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)